

就業規則見直し計画書【記入例-2 コースを選択した場合】

交付申請書と同日を記入→ 令和 年 月 日

就業規則見直し計画書

事業主の名称 株式会社●●商事【注意：印鑑
(個人事業主は屋号) (登録) 証明書と同じ表記】

当社では、以下のコースに取り組みます。

取り組むコースにチェック☑を記入してください (両コースの場合は2つに☑)



1 配偶者手当見直しコース



2 社会保険加入促進コース

＜ 1 配偶者手当見直しコース ＞

該当する項目について□欄にチェック☑を記入してください

1 - 1 【配偶者手当見直しコース】現状



就業規則に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の規定がある。

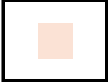
就業規則に定めている配偶者の収入要件（扶養の定義）は以下のとおり。



年収103万円以下（所得税法上の扶養）



年収130万円未満（社会保険（健康保険）上の扶養）



その他（以下に具体的な内容を記載してください）

1 - 2 【配偶者手当見直しコース】取組内容（計画）



「配偶者の収入要件がある配偶者手当」を以下のいずれかのとおり見直す。

- ①配偶者手当の収入要件を撤廃する
- ②配偶者手当を廃止し、他の手当に振り替える
- ③配偶者手当を廃止し、基本給に繰り入れる

1 - 3 【配偶者手当見直しコース】実施計画



以下の(2)から(5)の全てを取組期間内(交付決定日から3か月以内)に実施する。

- (1) 就業規則改正案の検討・相談
- (2) 労使協定の締結
- (3) 就業規則の改正
- (4) 労働基準監督署への届出
- (5) 社内周知・社内研修の実施

企業における「年収の壁突破」総合対策
促進事業で実施する個別相談窓口を利用
して、
取組期間内（交付決定日から 1 か月以内
に 1 回目、3 か月以内に 2 回目を利用）
に、個別相談を 2 回行うことが要件

(裏面あり)

交付申請書と同日を記入→

令和 年 月 日

事業主の名称
(個人事業主は屋号)

株式会社●●商事 [注意: 印鑑 (登録) 証明書と同じ表記]

《 2 社会保険加入促進コース 》

該当する項目について□欄にチェック☑を記入してください

2 - 1 【社会保険促進加入コース】 現状



(1) 新たに社会保険の対象となる可能性のある非正規雇用者が 1 名以上いる。

①対象従業員の雇用形態



パート



アルバイト



その他 ()

②上記①の対象予定人数 パート (5人) アルバイト () その他 ()



(2) 就業規則に(1)の従業員が対象となる「非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当」がない。

2 - 2 【社会保険加入促進コース】 取組内容 (計画)



「新たに社会保険の対象となる非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等」を新設する。

2 - 3 【社会保険加入促進コース】 実施計画



以下の(2)から(5)の全てを取組期間内(交付決定日から3か月以内)に実施する。

- (1) 就業規則改正案の検討・相談
- (2) 労使協定の締結
- (3) 就業規則の改正
- (4) 労働基準監督署への届出
- (5) 社内周知・社内研修の実施

企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業で実施する個別相談窓口を利用して、取組期間内(交付決定日から1か月以内に1回目、3か月以内に2回目を利用)に、個別相談を2回行うことが要件

《 2 コース共通 》

該当する項目について□欄にチェック☑を記入してください

1 - 4 【2 コース共通】 取組について財団理事長への報告
2 - 4

取組期間内(交付決定日から3か月以内)に下記いずれか(あるいは両方)の取組を実施した後に、交付決定日から4か月以内に取組実績について財団理事長に報告します。



「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の見直し



「新たに社会保険の対象となる非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等」を新設する。

就業規則見直し計画書【記入例ー配偶者手当見直しコース】

交付申請書と同日を記入→

令和 年 月 日

就業規則見直し計画書

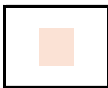
事業主の名称 株式会社●●商事【注意：印鑑
(個人事業主は屋号) (登録) 証明書と同じ表記】

当社では、以下のコースに取り組みます。

取り組むコースにチェック☑を記入してください（両コースの場合は2つに☑）



1 配偶者手当見直しコース



2 社会保険加入促進コース

《 1 配偶者手当見直しコース 》

該当する項目について☐欄にチェック☑を記入してください

1 - 1 【配偶者手当見直しコース】現状

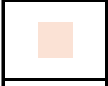


就業規則に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の規定がある。

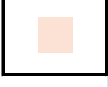
就業規則に定めている配偶者の収入要件（扶養の定義）は以下のとおり。



年収103万円以下（所得税法上の扶養）



年収130万円未満（社会保険（健康保険）上の扶養）



その他（以下に具体的な内容を記載してください）

1 - 2 【配偶者手当見直しコース】取組内容（計画）



「配偶者の収入要件がある配偶者手当」を以下のいずれかのとおり見直す。

- ①配偶者手当の収入要件を撤廃する
- ②配偶者手当を廃止し、他の手当に振り替える
- ③配偶者手当を廃止し、基本給に繰り入れる

1 - 3 【配偶者手当見直しコース】実施計画



以下の(2)から(5)の全てを取組期間内(交付決定日から3か月以内)に実施する。

- (1) 就業規則改正案の検討・相談
- (2) 労使協定の締結
- (3) 就業規則の改正
- (4) 労働基準監督署への届出
- (5) 社内周知・社内研修の実施

企業における「年収の壁突破」総合対策
促進事業で実施する個別相談窓口を利用
して、
取組期間内（交付決定日から1か月以内
に1回目、3か月以内に2回目を利用）
に、個別相談を2回行うことが要件

(裏面あり)

交付申請書と同日を記入→

令和 年 月 日

事業主の名称

株式会社商事

〔注意：印鑑（登録）証明書と同じ表記〕

(個人事業主は屋号)

《 2 社会保険加入促進コース 》

「1 配偶者手当見直しコース」を選択した場合は不要

該当する項目について欄にチェックを記入してください

2-1 【社会保険促進加入コース】現状

☐

(1) 新たに社会保険の対象となる可能性のある非正規雇用者が 1 名以上いる。

①対象従業員の雇用形態

☐

パート

☐

アルバイト

☐

その他 ()

②上記①の対象予定人数

パート ()

アルバイト ()

その他 ()

☐

(2) 就業規則に(1)の従業員が対象となる「非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当」がない。

2-2 【社会保険加入促進コース】取組内容（計画）

☐

「新たに社会保険の対象となる非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等」を新設する。

2-3 【社会保険加入促進コース】実施計画

☐

(1) 就業規則改正案の検討・相談

☐

(2) 労使協定の締結

☐

(3) 就業規則の改正

☐

(4) 労働基準監督署への届出

☐

(5) 社内周知・社内研修の実施

企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業で実施する個別相談窓口を利用して、取組期間内（交付決定日から 1 か月以内に 1 回目、3 か月以内に 2 回目を利用）に、個別相談を 2 回行うことが要件

《 2 コース共通 》

該当する項目について欄にチェックを記入してください

1-4

2-4

【2 コース共通】取組について財団理事長への報告

取組期間内（交付決定日から 3 か月以内）に下記いずれか（あるいは両方）の取組を実施した後に、交付決定日から 4 か月以内に取組実績について財団理事長に報告します。

☒

「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の見直し

☐

「1 配偶者手当見直しコース」を選択した場合は不要

「新たに社会保険の対象となる非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等」を新設する。

就業規則見直し計画書【記入例-社会保険加入促進コース】

交付申請書と同日を記入→ 令和 年 月 日

就業規則見直し計画書

事業主の名称 株式会社●●商事 [注意: 印鑑
(個人事業主は屋号) (登録) 証明書と同じ表記]

当社は、以下のコースに取り組みます。

取り組むコースにチェック☑を記入してください (両コースの場合は2つに☑)

☐

1 配偶者手当見直しコース

☒

2 社会保険加入促進コース

《 1 配偶者手当見直しコース 》 「2 社会保険加入促進コース」を選択した場合は☑不要
該当する項目について☐欄にチェック☑を記入してください

1 - 1 【配偶者手当見直しコース】現状

☐

就業規則に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の規定がある。

就業規則に定めている配偶者の収入要件（扶養の定義）は以下のとおり。

☐

年収103万円以下（所得税法上の扶養）

☐

年収130万円未満（社会保険（健康保険）上の扶養）

☐

その他（以下に具体的な内容を記載してください）

1 - 2 【配偶者手当見直しコース】取組内容（計画）

☐

「配偶者の収入要件がある配偶者手当」を以下のいずれかのとおり見直す。

- ①配偶者手当の収入要件を撤廃する
- ②配偶者手当を廃止し、他の手当に振り替える
- ③配偶者手当を廃止し、基本給に繰り入れる

1 - 3 【配偶者手当見直しコース】実施計画

☐

以下の(2)から(5)の全てを取組期間内(交付決定日から3か月以内)に実施する。

- (1) 就業規則改正案の検討・相談
- (2) 労使協定の締結
- (3) 就業規則の改正
- (4) 労働基準監督署への届出
- (5) 社内周知・社内研修の実施

企業における「年収の壁突破」総合対策
促進事業で実施する個別相談窓口を利用
して、
取組期間内（交付決定日から 1 か月以内
に 1 回目、3 か月以内に 2 回目を利用）
に、個別相談を 2 回行うことが要件

(裏面あり)

交付申請書と同日を記入→

令和 年 月 日

事業主の名称 株式会社●●商事

（個人事業主は屋号）

〔注意：印鑑（登録）証明書と同じ表記〕

《 2 社会保険加入促進コース 》

該当する項目について□欄にチェック☑を記入してください

2-1 【社会保険促進加入コース】 現状

☒

(1) 新たに社会保険の対象となる可能性のある非正規雇用者が 1 名以上いる。

①対象従業員の雇用形態

☒

パート

☐ アルバイト

☐ その他 ()

②上記①の対象予定人数

パート (5人)

アルバイト ()

その他 ()

☒

(2) 就業規則に(1)の従業員が対象となる「非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当」がない。

2-2 【社会保険加入促進コース】 取組内容（計画）

☒

「新たに社会保険の対象となる非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等」を新設する。

2-3 【社会保険加入促進コース】 実施計画

☒

以下の(2)から(5)の全てを取組期間内(交付決定日から3か月以内)に実施する。

(1) 就業規則改正案の検討・相談

(2) 労使協定の締結

(3) 就業規則の改正

(4) 労働基準監督署への届出

(5) 社内周知・社内研修の実施

企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業で実施する個別相談窓口を利用して、取組期間内（交付決定日から 1 か月以内に 1 回目、3 か月以内に 2 回目を利用）に、個別相談を 2 回行うことが要件

《 2 コース共通 》

該当する項目について□欄にチェック☑を記入してください

1-4
2-4 【2 コース共通】 取組について財団理事長への報告

取組期間内（交付決定日から 3 か月以内）に下記いずれか（あるいは両方）の取組を実施した後に、交付決定日から 4 か月以内に取組実績について財団理事長に報告します。

☐

「2 社会保険加入促進コース」を選択した場合は☑不要

「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の見直し

☒

「新たに社会保険の対象となる非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等」を新設する。